

プレスリリース発信等及びメディアリレーション強化業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1 業務概要

(1) 件名

プレスリリース発信等及びメディアリレーション強化業務

(2) 業務の目的

生駒市では、多様な主体と生駒の魅力を生み出し・発信することで、その価値が継続的・複合的に人々に浸透する機会を増やし、「暮らす価値のあるまち」として選ばれる都市ブランド構築を目指している。多様な広報媒体による情報発信と共有を通じて行政活動を可視化するほか、地域への興味・関心を高め、行政・地域・市民相互のより良い関係づくりをサポートするプロモーションを実施している。

テレビ・新聞、インターネット等のメディアを通じて、生駒市の魅力や先進的な市政の取り組みを広く発信するため、プレスリリースの配信等を戦略的に実施し、全国的な露出獲得を狙う。また、本市がメディアの記者・担当者との関係を構築するための助言や機会を設定することで、本市の今後の情報発信力を高めることを目的とする。

(3) 業務内容

別紙「プレスリリース発信等及びメディアリレーション強化業務仕様書」のとおり

(4) 業務期間

契約締結日～令和9年3月31日

2 業務に要する費用（予定価格）

2,200,000円（消費税及び地方消費税を含む）

3 参加資格

次に掲げる事項を全て満たす者

- (1) 公示日現在から受託候補者特定の日まで、本市の入札参加停止措置を受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続き開始の申立てをしていないこと、及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしていないこと。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申立てをしていないこと、及び開始決定がされていないこと。
- (6) 次に該当する法人等でないこと。

- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）
 - ウ 暴力団又はその構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統治下にある法人等
 - エ アからウまでに掲げるもの（以下「暴力団等」という。）の利益となる活動（暴力団等と取引をし、暴力団等に対し資金を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団等の維持運営に協力し、又は関与することをいう。）を行う法人等
 - オ 役員等（法人にあっては役員及び経営に事実上参加している者、法人以外の団体にあっては代表者及び経営に事実上参加している者をいう。以下同じ）が、暴力団等の利益となる活動を行う法人等
 - カ 役員等が暴力団等と社会的に不適切な交友関係（相手方が暴力団等であることを知りながら、会食、遊技、旅行、スポーツ等を共にするような関係をいう。）を継続的に有している法人等
- (7) 生駒市政治倫理条例（平成20年6月条例第25号）第16条に規定する法人等でないこと。
- (8) 公告日前5年以内に、国、地方公共団体、その他公共団体、これに類する公益法人等、又は民間事業者において同様の本業務実績を有すること。

4 質問の受付及び回答

- (1) 提出期限：令和8年6月1日（月）16時00分まで（必着）
- (2) 提出方法：別添の質問書（様式1）により、電子メールにて提出すること。
(提出先) kouhouka@city.ikoma.lg.jp
※電子メール以外の方法で提出された質問に対しては回答しない。
- (3) 回答日：令和8年6月5日（金）16時00分
- (4) 回答方法：生駒市公式ホームページに掲載

5 企画提案書等の作成及び提出

- (1) 提出書類・必要部数
 - ①業務実施体制回答書及び企画提案書提出届（様式2） 原本1部
 - ②実施体制各種調書及び企画提案書等 原本1部、副本7部
- ※本市の令和8年度物品・委託業務業者登録申請書を提出している者については、下記提出書類の内、エ、オ、サ、シ、ス、セを省略することができる
- ア 会社概要（様式3）
 - イ 業務実績調書（様式4）

ウ 再委託調書（様式5）

※再委託する場合にのみ提出すること。

※本業務の一部を再委託する場合は、再委託の必要性やその理由を企画提案書に記載すること。ただし、業務の主たる部分は、再委託してはならない。

エ 誓約書（様式6）

オ 役員等一覧表（様式7）

カ 業務体制等調書（任意様式）

※業務責任者は、必ず第2次審査に参加すること。

※業務責任者及び担当者の業務実績を記載すること。

キ 実施体制図（任意様式）

※上記「カ 業務体制等調書」に記載した担当者等を含めた本業務全体の体制図や連携体制を記載すること。

ク 業務スケジュール（任意様式）

ケ 企画提案書（任意様式）

コ 参考見積書（任意様式）

※仕様書の業務内容や企画提案書の内容に応じた見積内訳を添付すること。

※本業務に係る必要な経費を算出し、詳細に記載すること。なお、参考見積書の金額が業務に要する費用（予定価格）を超過した場合は失格となるため、留意すること。

※発行責任者及び担当者氏名、連絡先を記載していれば、押印の省略可能。

サ 法人にあっては、最新の事業年度の納税証明書（「法人税」及び「消費税及地方消費税」）の写し

シ 法人にあっては、商業登記簿謄本若しくは現在事項証明書（履歴事項証明書でも可）の写し

ス 個人にあっては、破産手続き開始決定の確定通知（破産宣告の通知を含む）などを受けていない証明書の写し

セ 個人にあっては、最新の事業年度の納税証明書（「申告所得税及復興特別所得税」及び「消費税及地方税」）の写し

(2) 作成要領

「プレスリリース発信等及びメディアリレーション強化業務仕様書」に基づき、提案の概要を記入すること。提案書には、各種メディアとのネットワーク、コンタクト手段等を活用した具体的なメディアリレーション活動の内容及び、プレスリリース発信において独自のメディアや配信先がある場合は具体的に記載すること。なお、作成に関しては以下に注意すること。

ア 記載にあたっては、生駒市第6次総合計画の「基本構想」の「2 将来都市像（p6）」と第6次生駒市総合計画第2期基本計画アクションプラン（令和8年度）の「都市イメージ形成

事業（p241）」等を読み、本市のまちづくりの方針を踏まえること。

- イ 企画提案書には事業者名は記入しないこと。
- ウ 提案書類のサイズはA4版で作成すること。
- エ ページ数は表紙、目次を除いて10ページ以内（片面刷り、A3の場合は、2ページとカウントする）で簡潔に記載すること。
- オ 言語は日本語、数字はアラビア数字、通貨は日本円を使用して作成すること。図又はイラストについては、必要に応じて使用可。
- カ カラーでの作成を認める。
- キ 複数の応募又は複数の企画提案書を提出することはできない。
- ク 正本と副本の内容は、字体・色等を含め全て同一とし、正本と副本とが識別できるように提出すること。
- ケ 提出期限以降、企画提案書に明記していない資料の追加や提出済み資料の差し替えはできない。

（3）提出期限等

- ①提出期限：令和8年6月17日（水）12時00分まで（必着）
- ②提出場所：生駒市役所 経営企画部 広報広聴課（市役所4階48番）
- ③提出方法：下記（ア）及び（イ）の方法で提出すること

（ア）持参又は郵送

なお、郵送で提出する場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。

（イ）電子メールによるPDFデータの提出

提出先メールアドレス：kouhouka@city.ikoma.lg.jp

6 審査方法

プロポーザルの審査は以下のとおりとする。

（1）第1次審査（書類審査）

提出された業務実施体制回答書及び企画提案書を審査・採点し、高い評価を得た提案者5者を選考する。ただし、プロポーザルの提案者が5者以下の場合は、第1次審査を省略し、第2次審査において提出書類審査及びヒアリング等による審査を実施できるものとする。

実施日：令和8年6月24日（水）予定

（2）第2次審査（ヒアリング等による最終審査）

第1次審査により選考された者に対し企画提案についてのプレゼンテーションによるヒアリング等を実施し、下記7で示す審査基準に基づいて再評価し、最も優れている提案を特定する。ただし、総得点が上位であっても、個別の評価項目において著しく低い評価であると認

める場合は、特定者としないことができるものとする。また、審査委員会が一定の評価に達した者がいないと判断する場合は、適格者なしとすることができるものとする。

①実施日：令和8年6月30日(火)予定

※実施時間、場所等については別途通知する（オンラインによる参加も可とする）

②出席者：3名以内とする

③説明等

ア プレゼンテーションの時間は、準備及び片付時間をのぞき、1者につき20分以内とする。

イ プレゼンテーション終了後、20分以内で審査員のヒアリング時間を設ける。

ウ プレゼンテーションは、提出した企画提案書に基づいて行うものとし、他の資料配布は認めない。

エ プレゼンテーションにパソコンが必要な場合は、各自で用意すること。会場、スクリーン、プロジェクター及び電源については本市で用意する。

(3) 審査結果の通知

・第1次審査

審査結果を電子メールで通知する。なお、選考された者のみ、審査結果及びヒアリング等を実施する旨を電子メールで通知する。

・第2次審査

審査結果を電子メールで通知する。

7 審査基準及び配点

プロポーザルは以下の評価基準に基づき、審査する。

(1) 業務実績

10点 / 110点

| 評価項目 | 評価の基準 | 配点 |
|---------|-----------------------------|----|
| 会社の業務実績 | 本業務を遂行可能と判断できる十分な実績を有しているか。 | 10 |

(2) 参考見積書（見積金額に関する評価）

10点 / 110点

(3) 企画提案の内容・ヒアリング

90点 / 110点

| 評価項目 | 評価の基準・着眼点 | 配点 |
|---------|--|----|
| 業務全般の方針 | 本市のまちづくりやシティプロモーションの方針を十分に理解した上で本業務の目的を叶える方針が提示された提案になっているか。 | 10 |

| | | |
|--------------------|--|----|
| 実施体制 | ・業務を実施する適正な人員配置が提示され、必要な知見や専門知識を有しているか。 ・状況に応じて迅速かつ臨機応変な対応など円滑な業務の遂行及び成果が見込めるか。 | 10 |
| 業務の具体性・実効性 | ・メディアの現状や動向を的確に分析し、その分析に沿ったプレスリリースやニュースレター作成への助言や作成が期待できるか。 ・自社が有するメディアネットワークを活かした配信を行い、配信後のメディアリレーション活動により、効果的な露出獲得を見込めるか。 ・各種メディアとのネットワークやコンタクト手段を有しており、効果的なメディアリレーション活動が期待できるか。 | 30 |
| 業務内容の理解度及び提案内容の着眼点 | ・総合的に本業務の目的及び内容等の理解度が高く、提案内容の着眼点が優れているか。 ・独創性や専門性を発揮した提案になっているか。 | 20 |
| 実績や専門性、意欲 | 本業務の責任者及び担当者が、業務に関するノウハウや技術、熱意及び意欲を有しており、特定の分野や広範な分野へ配信できる仕様となっているか。 | 20 |

8 日程

| | |
|------------|--------------------------|
| 公示 | 令和8年5月25日(月) |
| 質問受付締切 | 令和8年6月1日(月) 16時00分まで |
| 質問回答 | 令和8年6月5日(金) 16時00分にHPで掲載 |
| 企画提案書等受付締切 | 令和8年6月17日(水) 12時00分まで |
| 第1次審査 | 令和8年6月24日(水) 13時30分～ |
| 第2次審査 | 令和8年6月30日(火) 13時30分～ |
| 結果通知 | 令和8年7月中旬(予定) |
| 契約締結 | 令和8年8月上旬(予定) |
| 業務開始 | 令和8年8月中旬(予定) |

9 失格事項

本プロポーザルの提案者若しくは提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

- (1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
- (3) 提案書等提出期限後に参考見積書内の金額に訂正を行ったもの
- (4) ヒアリング等に出席しなかったもの
- (5) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの

(6) 参考見積書の金額が、「2 業務に要する費用(予定価格)」を超えたもの

10 契約

受託候補者特定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとする。なお、その際には、特定された者はあらかじめ見積書を提出すること。

11 その他留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、入札参加停止措置を行うことがある。
- (3) 提出書類は返却しないととも、提出者の特定以外には提出者に無断で使用しない。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とする。
- (5) 「5 企画提案書等の作成及び提出」内の「カ 業務体制等調書」と「キ 実施体制図」に記載した、配置予定の担当者等の人員やその配置は、原則として変更できないものとする。

なお、やむを得ない理由により変更する場合には、本市と協議のうえ決定する。

- (6) 生駒市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象文書となる。ただし、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合があるため、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出ること。

なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については決定後の開示とする。

12 担当部署(提出・問合せ先)

生駒市役所経営企画部広報広聴課 担当：田中、永井、山崎

住所：〒630-0288 生駒市東新町8-38

電話：0743-74-1111 内線：4220

メールアドレス：kouhouka@city.ikoma.lg.jp